

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程において、社会福祉法人笠間宮保福祉会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他、役員又は評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当とする。
- (3) 費用とは、役員又は評議員としての職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等を含む。）及び手数料等の経費とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、法人定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。ただし、費用については、支給できるものとする。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、評議員会の議決の日（平成29年6月14日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。